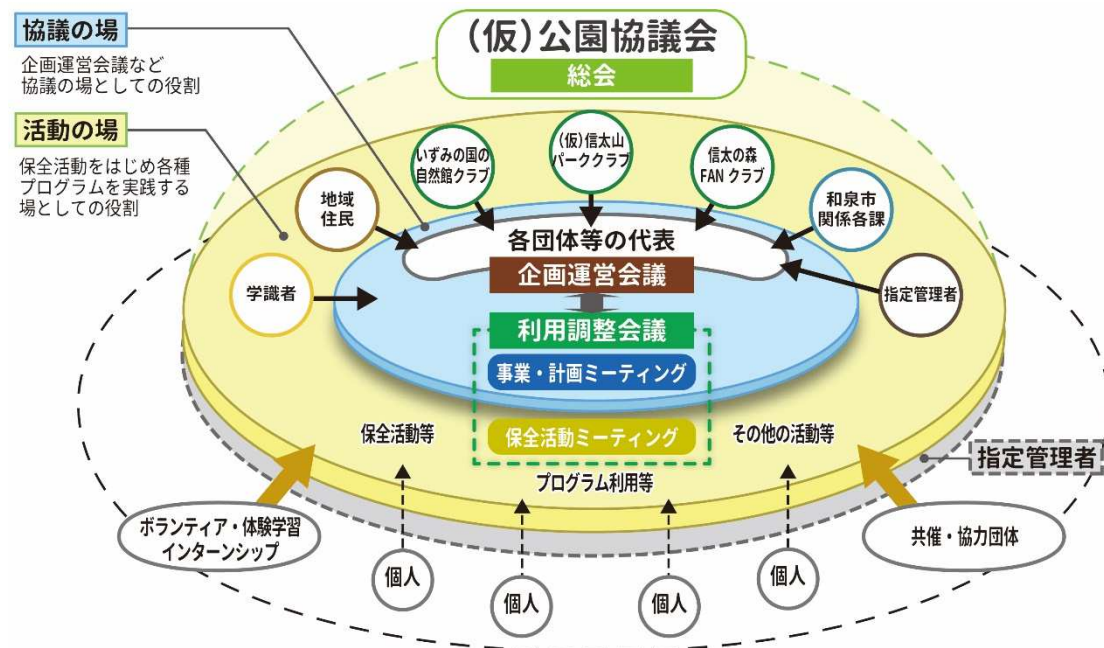


開園後の公園協議会体制について

■開園後の公園協議会のイメージ（案）

公園協議会は、これまで協議の場と活動の場の両輪を担ってきました。令和6年度の開園を機に、その役割は引き続き維持していくとともに、活動の実践の場としての役割は、既存団体や新たに組織する「(仮) 信太山パーククラブ」などが中心となって担うものとし、公園協議会における協議の場と活動の場が連携しながら公民連携による取組を進めます。



- 「(仮) 公園協議会」は、企画運営会議や利用調整会議等の協議の場としての役割を担うとともに、公園協議会で検討したことを実践する場としての役割を位置付けます。
- これまで「信太の森FANクラブ」「いずみの国の自然館クラブ」等の既存団体が実施してきた活動はこれまで通り継続するとともに、一般会員の方々を中心とした「(仮) 信太山パーククラブ」を組織し、ともに活動を実施します。
- 新規で参画する市民は、既存団体や「(仮) 信太山パーククラブ」の会員として参画するものとし、本公園への理解やスキルアップのために里山保全講座の受講等を活用できるものとします。
- 事務局の機能は、本公園開園のタイミングで市から指定管理者へ移行します。また、指定管理者は、活動事業や協議事業を進める一員として、公民協働による管理運営に参画します。
- なお、「(仮) 信太山パーククラブ」の運営体制については今後検討します。

図 開園後の公園協議会のイメージ（案）

■参考：基本構想における運営体制の枠組み

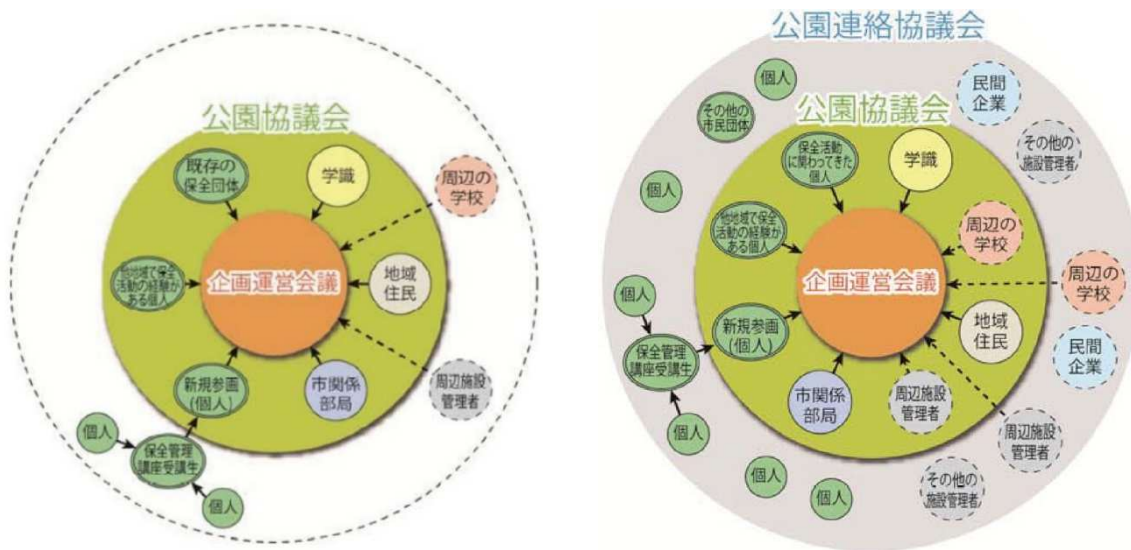


図 基本構想における運営体制の枠組み（左：試行期、右：展開期）

■参考：管理運営体制案（令和4年度検討案）

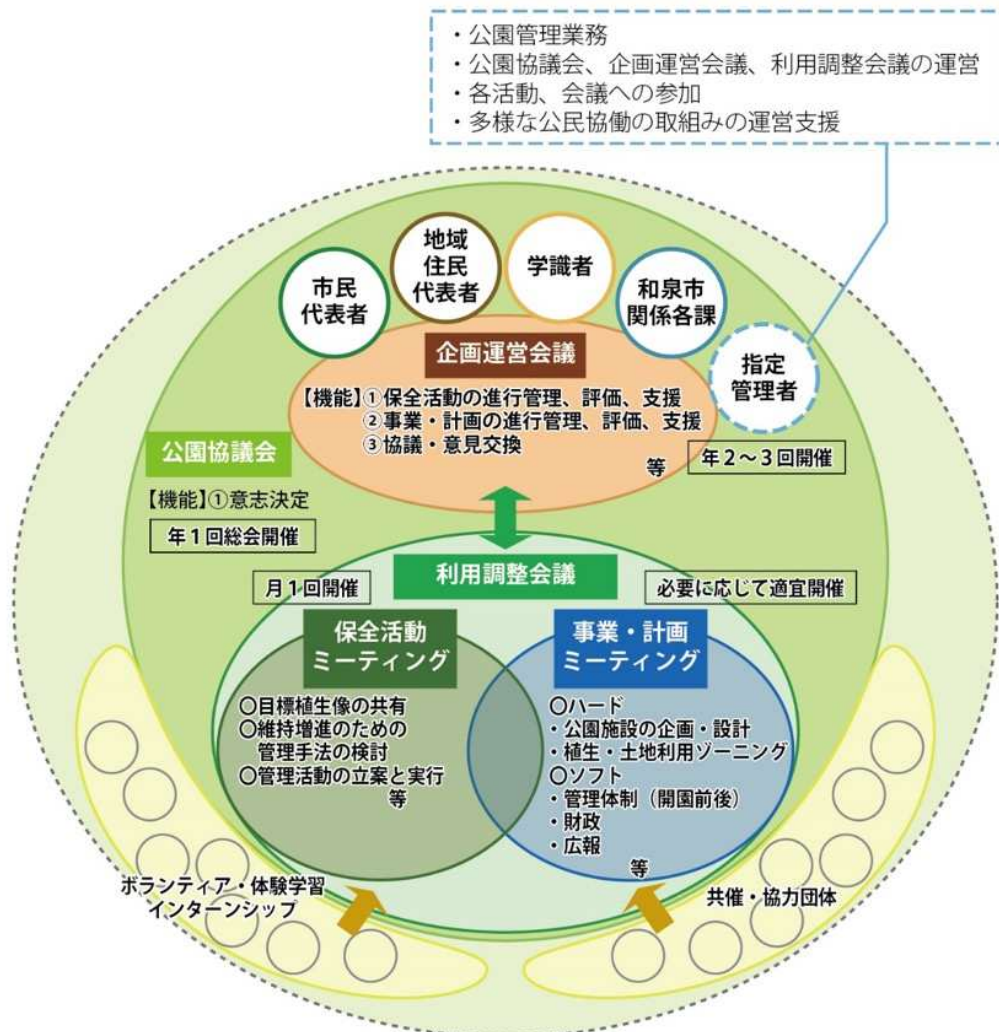


図 管理運営体制案（令和4年度第1回企画運営会議資料より）

和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会設置要綱改正の概要案

1. 改正理由

今年8月の一部開園(西側エリア)に向けて本公園の各関連事業を進めているところであり、開園後においても、残りの東側エリアの公園整備及び管理運営に関する協議の場として、本協議会は存続していくこととしており、その旨の整合性を図るために改正するもの。

2. 改正時期

令和6年7月頃

- ・今年8月の一部開園(西側エリア)に先立って改正
- ・総会や企画運営会議の開催時期や、指定管理の開始等の状況を考慮
- ・改正内容の検討や確認の時期

3月 事業計画ミーティング・企画運営会議（要綱改正概要案を協議）

↓

3月末 議会にて指定管理者を決定

↓

4月以降 事務局にて要綱改正案のとりまとめ

↓

6月頃 事業計画ミーティング・総会（要綱改正案を協議）

↓

7月頃 要綱改正

↓

8月 指定管理開始・開園

3. 改正内容

(主なポイント)

項目	改正前	改正後
題名	和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会設置要綱	(変更なし)
協議会の名称	和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会	(変更なし)
事業の対象 (第1～2条)	和泉市信太山丘陵里山自然公園計画地(全体:約15.6ha)	(変更なし) ※利活用等:全体、公園整備等:東側の一部
会長及び副会長 (第3条)	会長:市長が指名 副会長:会長が指名	会長: 委員の互選 副会長:会長が指名
報償 (第4条)	学識者:6,000円	(変更なし)
事務局 (第5条)	協議会:都市公園所管課 自然環境:環境保全所管課	全体:指定管理者 (都市公園所管課)
協議会の会員 (第6条)	(1)特別会員 (A:学識, B:地域, C:元WS会員) (2)一般会員 (3)団体会員 (4)市職員	1.学識者 2.地域代表 3.団体(既存2クラブ, 新規も受入) 4. 仮)信太山パーククラブ 5.市職員 6. 指定管理者
会員登録 (第7～10条)	会員区分に応じて登録の規定 (1)市長が依頼 (2)市長が許可 (3)市長が依頼 (4)市長が指名	新規登録の規定 ・基本構想の趣旨を十分理解し、協議会活動に賛同する者 ・ 個人:何れかの団体に所属 ・ 団体:協議会の承認を得る 等
総会、企画運営会議 (第11～12条)	・総会:会員全員 ・企画運営会議:会員区分による	・総会:会員全員 ・企画運営会議: 各代表2名程度 ・ 利用調整会議(各種ミーティング)の位置付けなどを記載 ・ 利用プログラム等の承認事項 等
活動その他 (第13～14条)	・自然環境保全活動 ・保全管理講座 ・自然観察会 ・モニタリング調査 等	・保全活動 ・信太山里山講座 ・自然観察会 ・環境モニタリング調査 等 → 利用プログラムの運用等について現状取組みに沿うよう記載
その他(要綱以外)	—	◇仮)信太山パーククラブの規約策定 ・趣旨, 目的, 活動等 ・入会の条件 ・代表者等の選出 ・既存団体との関係性 等 ◇利用プログラムや環境モニタリングなどのマニュアル等の策定 他

和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会設置要綱

＜現行の要綱＞

（設置）

第1条 市民の財産である信太山丘陵里山自然公園計画地（以下「計画地」という。）について、「和泉市信太山丘陵市有地保全・活用基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づく里山環境の保持と市民の憩いの場及び自然体験・環境学習の場としての活用に資する都市公園としての施設整備に係る方向性を検討するとともに、計画地の保全活動を行うため、和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、計画地にかかる次のことについて調査・検討し、提言し、活動やその他必要な取り組みを行う。

- （1）自然環境の保全に関すること
- （2）整備・利活用に関すること
- （3）前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第6条第1号に規定する特別会員Aのうち市長が指名した者とし、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

（報償）

第4条 市は、協議会に参加する特別会員Aについて報償として出席した会議等1回につき6,000円を支払うものとする。

- 2 その他の協議会会員についての報償は無償とする。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、都市公園所管課に置く。ただし、第13条に掲げる自然環境保全活動に係る事務は、環境保全所管課が行うこととし、事務に必要な情報は相互に提供することとする。

（会員資格）

第6条 協議会の会員は、次に掲げる者から構成する。

(1) 特別会員

ア 特別会員A 学識経験者その他専門的な観点から検討を行うための知識経験を有する者

イ 特別会員B 計画地に隣接する町会、自治会その他の団体が推薦する者

ウ 特別会員C 和泉市信太山丘陵保全・活用検討ワークショップ会員としてこれまで計画地の自然環境の保全に携わってきた者

(2) 一般会員 次に掲げる要件を全て満たす者

ア 基本構想の趣旨を十分理解している者

イ 計画地以外も含めて、これまでに類似する自然環境保全活動の経験を持つ者

ウ 他の会員から推薦があり、かつ会長の承認を得た者

(3) 団体会員 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 計画地においてこれまで自然環境の保全に携わり、協議会への参加が望ましいと市長が認める団体の構成員

イ 基本構想の趣旨を十分理解している団体で、協議会の意見も踏まえ、協議会への参加が望ましいと市長が認める団体の構成員

(4) 市職員 和泉市職員のうち、市長が指名する者

(特別会員登録)

第7条 市長は、特別会員として協議会への参加が必要と認められる者に対し、特別会員登録依頼書（様式第1号）により協議会参加を依頼する。

2 依頼を受けた者は、前項の依頼を承諾するときは、特別会員登録承諾書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(一般会員登録)

第8条 一般会員の登録を希望する者は、一般会員登録申請書（様式第3号）に必要事項を記載の上、市長に提出しなければならない。

2 市長は、一般会員登録申請書を審査し参加が適当であると判断する場合、一般会員登録を許可し、一般会員登録通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(団体会員)

第9条 市長は、団体会員として協議会への参加が必要と認められる団体の代表者に対して、団体会員登録依頼書（様式第5号）により協議会参加を依頼する。

2 依頼を受けた団体の代表者は、前項の依頼を承諾するときは、団体構成員一覧及び団体会員登録承諾書（様式第6号）を提出するものとする。

(登録情報の変更・登録解除)

第10条 会員情報に変更がある場合及び協議会登録を解除する場合は、会員情報変更（登録解除）報告書（様式第7号）に必要事項を記載の上、市長に提出しなければならない。

2 会員が次に掲げる行為を行ったときは、市長は当該会員の登録を解除することができる。

- (1) 基本構想の趣旨や協議会で決定した方針に反する行為
- (2) 協議会での検討・方針決定を経ずに独断で行った行為
- (3) 協議会の円滑な運営を妨げる行為
- (4) その他市長が不適当と判断する行為

(協議会総会)

第11条 会長は、次に掲げる場合、協議会総会を開催する。

- (1) 企画運営会議で決定することが困難又は不適当である場合
- (2) 協議会会員全員が課題、目標及び意識を共有するために必要である場合
- (3) その他会長が必要と認めた場合

2 協議会総会は、協議会会員の過半数の出席がなければ開催することができない。この場合において、委任状を提出した者及び代表者が参加した団体会員については参加したものとみなす。

3 協議会総会は、公開とする。ただし、貴重種に関する情報秘匿等の必要があると会長が判断した場合は非公開とする。

(企画運営会議)

第12条 会長は、次に掲げる場合、企画運営会議を開催する。

- (1) 公園の整備方針に係る協議会としての方向性及び自然環境保全活動方針を検討するために必要である場合
- (2) その他会長が必要と認めた場合

2 企画運営会議参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 特別会員及び団体会員の代表者のうち、企画運営会議への出席を希望し会長の承諾を得た者
- (2) 企画運営会議への参加を希望する一般会員のうち、他の企画運営会議参加者の推薦により会長の承諾を得た者
- (3) 市職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の運営上出席が必要と会長が判断する者

3 企画運営会議は、第2項に規定する参加者総数の過半数以上の出席がなけれ

ば開催することができない。

4 市は、企画運営会議での提言を十分に汲み取り、今後の対応方針について決定するものとする。

5 企画運営会議は、公開とする。ただし、貴重種に関する情報秘匿等の必要があると会長が判断した場合は非公開とする。

(自然環境保全活動)

第13条 協議会は、企画運営会議の方針に基づき目標とする環境を実現するために、自然環境保全活動及びその活動に係る調整を行うとともに、必要に応じて保全管理講座、自然観察会、モニタリング調査等を実施する。

2 環境保全活動参加者は、協議会会員のほか、一般から募集することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令達の日（平成27年3月24日）から施行する。

(経過措置)

2 第5条に規定する事務局については、平成27年3月31日まで市長公室政策企画室に置く。

附 則

この訓令は、令達の日（令和2年8月4日）から施行する。

<様式等省略>